

1 権利擁護部会での検討経過について

札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたっては、専門的な事項を審議する必要があるため、令和元年度地域福祉社会計画審議会による承認を得て、当審議会の専門部会として権利擁護部会を設置し、同部会の決議をもって審議会の決議とすることとされました。

権利擁護部会では、令和元年度に全5回の会議を以下のとおり開催し、判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利擁護支援の取組等についてご議論いただき、同部会の計画案を取りまとめいただきました。

開催日	主な議事内容
令和元年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長及び副部会長の選出 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制、スケジュール ・成年後見制度に関する市民意識調査の結果報告 ・成年後見制度の関係機関、団体の取組状況の共有
令和元年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の取組等に関する政令指定都市の状況報告 ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画の構成
令和元年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進に資する取組について
令和2年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の検討
令和2年3月16日	

2 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定状況について

本計画の策定期間は、当初、令和2年10月を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、札幌市において全庁を挙げて対策に取り組むこととし、策定期間を半年間延期することといたしました。

本計画案については、令和2年8月から各庁内会議を経て検討を行い、令和2年第4回定例市議会への報告後、市民の方々からご意見をいただくためのパブリックコメントを実施（令和2年12月21日～令和3年1月25日の期間）し、現在、令和3年3月の策定を目指しているところです。

